

I. 反対尋問

- 5 1. Y説において、156条と157条の法条競合とする積極的根拠は何か。
2. 検察側は文書偽造罪における「偽造」をどのようなものと解しているか。
3. 検察側は文書の作成者をどのような者と解しているか。

II. 学説の検討

10 1. 補助公務員の文書作成権限

- たとえ公務員であっても、当該の文書を作成する権限を一切持たない者が公文書を作成すれば、記載内容の真偽を問わず、155条の罪が成立するはずである。しかし、補助公務員が文書を作成する場合、行政事務の実際において、補助公務員が現実には文書の起案・作成を担当し、作成権者が事後的決裁を与えるようになっている場合がある。このような場合、事後決裁であっても真正文書と認められるということは、一定限度では作成権限を与えられていることを意味する。そうだとすれば、その権限の範囲内で認められる限り、たとえ手続きを省略するなどの不備があったとしても、それは内部規律違反の問題にすぎず、ただちに偽造文書と考えるべきではないといえる。よって、一定の手続きを経由するなどの特定の条件のもとで、公文書の作成を許可されている補助者も、その内容の正確性を確保することなど、その者への授権を基礎づける一定の基本的な条件に従う限度において、これを有しているということができると解するべきである。
- 15
- 20

- さらに、上述の通り公文書の作成が補助者に任せられ上司の決裁が形式的であるわが国では、補助公務員の作成文書をすべて偽造文書とすれば、市民の法意識と矛盾するだけでなく各種の証明業務が停滞するおそれがある。よって、公文書の実質的作成権限を拡張し、補助公務員も156条の主体となりうると考える。
- 25

したがって、弁護側はA説を採用する。

2. コピーの文書性について

- 原本と同一の意識内容を有し、証明文書としての社会的機能性と信用性を有すれば文書性は肯定しうると解する。したがって、検察側と同様にイ説を採用する。
- 30

3. 虚偽公文書作成罪の間接正犯について

(1)α説について

- 本説は、156条が真正身分犯であることから、身分のない者への間接正犯の成立を否定する説である。しかし、身分犯によって犯される法益は、身分を有しない者でも身分者を利用することによって利用することが可能である。また、本説では私人である場合と公務員
- 35

である場合の区別を承認しているが、157条によって156条の一般的間接正犯が否定されているところ、なぜ作成権限がある場合には156条の間接正犯が認められるのかが明らかではない。仮に認められるとしても、156条は157条に定めのない、つまり「特別重要でない偽造」の場合であるにもかかわらず、157条の場合より重い刑が科されることとなるため妥当ではない。

したがって、弁護側はα説を採用しない。

(2)β説について

検察側と同様の理由により採用しない。

(3)γ説について

本説は、間接正犯態様の行為のうち157条に該当する行為については、法条競合として157条の罪のみが成立するが、それ以外の場合には156条の間接正犯が認められるという説である。しかし、この立場では同じ「虚偽の申立て」という態様による行為が、公文書の中でも特に重要な文書を客体とするときには157条で軽く処罰され、それ以外の文書を

客体とするときには、156条で重く処罰されることになり、刑に不均衡が生じることになるため妥当ではない。

したがって、弁護側はγ説を採用しない。

(4)δ説について

そこで、弁護側はδ説を提唱する。

本説は、行為者が私人であるか公務員であるかによらず、156条の間接正犯は157条に定めのある場合以外には成立しないと解する説である。

157条が、限定された重要な公文書についての虚偽記入行為の間接正犯的態様を、156条よりかなり軽い刑で処罰していることを鑑みれば、157条の客体よりも重要性の低い文書への虚偽記入の間接正犯は処罰しないという趣旨であると解される。さらに156条と157条のバランスを問題にする限り、行為者が私人であるか公務員であるかで違いは生じえないと解すべきである。もっとも、実質的作成権限を有する補助公務員については、現実の公文書作成の形態からすると156条の「公務員」と同視できる場合があると考え、その場合は直接正犯が妥当するといえる。

III. 本問の検討

第1. 甲の罪責について

1. (1) 本庁の市民課調査係長である甲が印鑑証明書を正規の手続きを経ずに作成した行為につき、いかなる犯罪が成立するか。有印公文書偽造罪(155条1項)は公文書の作成権限のない者が公文書を作成した行為を処罰する規定であり、他方で虚偽公文書作成罪

(156条)は公文書の作成権限を有する者が虚偽の公文書を作成した行為を処罰する規定である。そこで、本問において、甲は本件印鑑証明書を作成する権限を有するのか。甲は市民課員の一員として本件印鑑証明書の作成発行の事務を担う補助公務員であることから、補助公務員の文書作成権限の有無が問題となる。

5 (2) この点につき、弁護側はA説(限定肯定説)を採用するところ、一定の手続を経由するなどの特定の条件のもとにおいて公文書を作成することが許されている補助者も、その内容の正確性を確保することなど、その者への授権を基礎づける一定の基本的な条件に従う限度において、補助公務員の作成権限が認められると考える。

10 (3) 本問において、市役所本庁における印鑑証明書の作成発行は、春日市事務決裁規程により市民課長の専決事項とされ市民課市民係に分掌されていた。しかし、実際には課長は1日分の申請書を一括し印鑑証明書交付の翌朝にこれを事後決済しており、慣行上も印鑑証明書の作成発行事務については甲を含む市民課員全員がその事務を採る権限を有していたのであるから、甲は市民課長の補助者的立場で、一定の条件のもとにおいて、これを作成する権限を有していたといえる。そして、本件証明書の印影は、
15 保管されている印鑑簿の各印影と同一で内容の正確性が確保されており、正規の申請があれば当然に印鑑証明書が交付されるはずのものであったことから、甲がうけた授権の限度を超えるものとは言えない。したがって、甲は本件証明書の作成権限を有する。

2. そこで本庁の市民課調査係長である甲が印鑑証明書を正規の手続を経ずに作成した行為につき、虚偽公文書作成罪(156条)が成立するか、検討する。本罪の構成要件は①「公務員」が②「その職務に関し」③「行使の目的」で④「虚偽の文書」を「作成」したこと⑤故意、である。

(1) 前述のとおり、甲は本件証明書を作成する権限を有する春日市役所本庁の市民課調査係長であるから、①「公務員」にあたる。

25 (2) そして、市民課の事務室において申請書を提出し手数料を納付するという正規の手続を経てはいないが、申請者の氏名、生年月日、住所を記入、印鑑を押捺したうえ、作成年月日をゴム印で押捺し、さらに作成名義人である市長の名下に戸籍住民基本台帳専用春日市長之印と刻した市長公印を押捺するという本来の印鑑証明書作成事務と同じ方法で作成権限のある甲が作成したのであるから、②「その職務に関し」で行われたと言える。

30 (3) また、甲は印鑑証明書が必要になり自らこれを作成し使用しようと考えていたのであるから、③「行使の目的」があったといえる。

(4) もっとも、「虚偽の文書」の「作成」とは、真実に合致しない内容の文書を作成することであるところ、本件証明書の印影は、保管されている印鑑簿の各印影と同一であり、正規の申請があれば当然に印鑑証明書が交付されるはずのものであったことから、
35 本件証明書は内容の正確性を有するので「虚偽の文書」に当たらない。

(5) したがって、甲の本件行為につき虚偽公文書作成罪(156条)は成立しない。ゆえに、本件証明書を行使した行為についても何ら犯罪は成立しない。

第2. 乙の罪責について

5 1. 乙が甲の印鑑証明書をコピーして甲の氏名部分を乙の氏名にする細工を施し、本物と同視できるような紙にコピーした行為につき、有印公文書偽造罪(155条1項)が成立しないか。本罪の構成要件は①「行使の目的」で②「公務員の印章」を「使用して」③「公務員の作成すべき文書」を④「偽造」したこと⑤故意、である。

10 (1) 乙は自分の息子の奨学金申請書類に添付するため乙の印鑑証明書が必要であったことから、乙は①「行使の目的」で本件行為を行っている。

(2) そして、乙は甲が作成した印鑑証明書の申請者氏名欄以外の部分を用いていることから、甲の印鑑証明書に押捺された「公務員の印章」にあたる戸籍住民基本台帳専用春日市長之印と刻した市長公印を「使用して」いる。ここで、コピーに有印性は認められるかが問題となるが、コピーが原本と同一の意識内容を直接伝達している以上、コピー上の押印についてもこれと別異に扱う理由はないので、有印性は認められると考える。

15 (3)ア、 もっとも、文書の証拠機能・保証機能からして、証拠となるべく名義人によって作成されたものであることが明らかでなければならぬので、「文書」は原本であることを要するところ、コピーは複写の精度が高く信用性の高い写しとして社会的機能を有することから、コピーは「文書」に当たるか。

20 この点について、弁護側はイ説(肯定説)を採用するところ、コピーであっても原本性が認められるため文書性があると考え。

イ、 では本件証明書は「公務員の作成すべき文書」にあたるか。コピーの作成名義人が誰であるかに関連して問題となる。

25 この点、文書の作成名義人は文書の内容から理解される文書の意識内容の主体であると解するところ、コピーがその複写精度の高さから原本と全く同様の意識内容を有し、コピー作成者ではなく原本作成者の意識内容が直接伝達されていることからすれば、原本の作成名義人がコピーの作成名義人であると解する。

30 ウ、 本問において、コピーの原本は甲が作成した印鑑証明書であるが、この証明書は作成名義人である市長の名下に市長公印を押捺する方法で作成されるはずのものであるから、作成名義人は「公務員」たる市長である。とすれば、乙がコピーによって作成した証明書の作成名義人も「公務員」たる市長となる。したがって、乙がコピーによって作成した証明書は③「公務員の作成すべき文書」にあたる。

(4)ア、 では、乙の本件行為は「偽造」に当たるか。かかる文言の意義が問題となる。

35 そもそも、文書偽造罪の保護法益は文書に対する公共の信用であるところ、文書の内容を保護するだけでは公共の信用を保護しきれず不十分である。とすれば、責任の

主体である文書の作成名義を保護する必要性から、本罪の保護の対象は基本的には文書の作成名義の真正にあるとすべきである。そこで、「偽造」とは作成権限のない者が他人名義の文書を作成すること、すなわち文書の名義人と作成者の人格の同一性を偽ることであると解する。

5 イ、本問において、前述のとおり乙がコピーによって作成した証明書の作成名義人は市長となる。では作成者は誰になるか。

この点について、実際に誰が文書を作成したかよりも、誰の意思・観念を表示させたかが重要であることから、作成者とは文書の内容を実質的に表示させた意思の主体であると解する。

10 ウ、本問において、乙がコピーによって作成した証明書によって、乙は証明書に押された印鑑が登録されたものと一致し本物であることが証明される。とすれば、乙はこの効果を受すべく証明書を作成しているのであるから、この内容を実質的に表示させた意思の主体は乙であるといえる。したがって、作成者は乙であるのに対し名義人は市長であるから、文書の名義人と作成者の人格の同一性を偽っているので、乙
15 の本件行為は④「偽造」にあたる。

(5) そして通常は役所の正規の手続によって印鑑証明書が作成されるものであることが知られているはずであり、正規の手続を経ずに印鑑証明書を作成することが犯罪事実
15 に該当すると乙は認識していたはずである。したがって、⑤故意も認められる。

(6) 以上より、構成要件を満たすので、乙の本件行為につき有印公文書偽造罪(155条
20 1項)が成立する。

2. また、乙が自ら作成した印鑑証明書を提出した行為について、155条1項の客体である「文書」を名義の真正なものないし内容の真実なものとして他人に認識せうる行為であるから、「行使」にあたるといえる。したがって、乙が自ら作成した印鑑証明書を提出した
25 行為について偽造公文書行使罪(158条1項)が成立する。

3. 乙の行為につき、①有印公文書偽造罪(155条1項)②偽造公文書行使罪(158条1項)が成立し、これらは牽連犯(54条1項後段)となる。

第3. 丙の罪責について

1. 丙がBの住宅の現場審査合格書の作成権限を有する本件地方事務所長Aを誤信させて、
30 内容虚偽の同書を作成させた行為に、虚偽文書作成罪(156条)が成立しないか。虚偽公文書作成罪(156条)の間接正犯の可否と関連して問題となる。

2. 弁護側は、この点につき8説を採用するところ、丙が作成権限者Aを補佐して起案を担当する補助公務員の場合であっても、虚偽公文書偽造罪(156条)の間接正犯は成立しないものと解する。もっとも、公務員が補助者のように見えて、実は実質的な作成権限を有する
35 場合には、作成権限を有する公務員として、156条の直接正犯とすべきである。

本問において、丙がAに作成させた合格書は本来Aに作成権限があるものであるから、

丙は本件合格書の作成につき一見権限を有さないように思える。しかし、丙は実際には A のもとで事務所の建築係として一般建築に関する建築申請書類、建築物の現場、住宅金融公庫からの融資により建築される住宅の建築設計、建築進行状況などの審査およびこれらに関する文書の起案等の職務を行っていたのであり、本件合格書作成についても丙の職務の範囲内のものと言える。とすれば、本来作成権限は A にあるが、実質的作成権限は丙にもあると言える。したがって、丙の行為につき、本罪の直接正犯が成立しうる。

3. では、丙の行為に虚偽公文書作成罪(156条)が成立するか検討する。

本罪の構成要件は①「公務員」が、②「その職務に関し」、③「行使の目的」で、④「虚偽の文書もしくは図画を作成」すること、⑤故意である。

10 (1) 丙は上述のとおり、職務上現場審査合格書の作成に関与しこれを補助するものであるから①「公務員」にあたるとして本罪の主体となり得る。

15 (2) 次に、丙は福岡県大野城地方事務所の建築係として現場審査合格書の作成における審査、および起案を職務の1つとしている。そして、丙は②「その職務に関し」、その地位を利用し③「行使の目的」をもって、いまだ着工していない B の住宅の現場申請書に真実に反して建前が完了した旨または屋根瓦、荒壁が完了した旨のいずれをも記載し、それを情を知らない同地方事務所長 A に提出して記名捺印をなさしめることで虚偽の現場申請合格書を完成させた。よって丙は④「虚偽の文書を作成」させたといえる。

20 (3) また、丙は現場申請書が B の住宅の現場審査合格書の内容が不実であることを知りつつ本件文書を完成させているのであるから、本罪の客観的構成要件事実を認識していたといえ故意(38条1項)が認められる。

4. 以上より構成要件を満たすので丙の行為に虚偽公文書作成罪(156条)が成立する。

IV. 結論

甲の行為につき、なんら犯罪は成立しない。

25 乙の行為につき、①有印公文書偽造罪(155条1項)②偽造公文書行使罪(158条1項)が成立し、これらは牽連犯(54条1項後段)となる。

丙の行為につき、虚偽文書作成罪(156条)が成立する。

以上